

鹿沼市高齢者・障害者トレーニングセンター条例の  
一部改正について

次のように改める。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

鹿沼市長 佐 藤 信

鹿沼市高齢者・障害者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例  
鹿沼市高齢者・障害者トレーニングセンター条例（平成 1 6 年鹿沼市条例第 4 号）  
の一部を次のように改正する。

第 1 0 条を第 1 3 条とし、第 9 条を第 1 2 条とし、第 8 条を第 1 1 条とし、第 7 条第 1 項第 2 号中「第 4 条」を「第 5 条」に改め、同条を第 1 0 条とし、第 6 条を削り、第 5 条を第 6 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

（使用料等）

第 7 条 利用者（センターの事業に参加する者を除く。次条において同じ。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 市長は、前項の使用料のほか、センターの事業に参加する者から、事業に要する教材費その他の実費を徴収することができる。

（使用料の減免）

第 8 条 市長は、利用者において使用料を納入できないやむを得ない事情があり、又は利用者からその使用料を徴収しないことに公益上の理由があるときは、申請によって、使用料の一部又は全部に相当する額を免除することができる。

（使用料の不還付）

第 9 条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により、センターを利用することができなくなったとき。

(2) その他市長が特に必要と認めるとき。

第4条を第5条とし、第3条に次の1項を加え、同条を第4条とする。

3 団体は、第1項の許可を受けて別表に定める施設を占有して利用することができる。

第2条の次に次の1条を加える。

(利用者の範囲)

第3条 センターを利用することができる者は、市内に住所を有する高齢者及びこれに準ずる者並びに障害者（以下この項において「高齢者等」という。）及び高齢者等を構成員とする団体（以下「団体」という。）とする。

2 市長は、センターの管理上支障がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する者以外の者にセンターを利用させることができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条、第7条関係）

1 施設使用料（団体の利用に限る。）

施設名	使用料
生活訓練施設	1時間につき300円
介護予防室	
トレーニング室	

備考

利用時間は、1団体につき、1日当たり3時間までとする。

2 附属設備使用料

附属設備の使用料の額及び納付の方法は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の鹿沼市高齢者・障害者トレーニングセンター条例第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の施設の利用に係る使用料について適用し、同日前の施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。